

浜長保険センター安全だより(4月)

平成 29 年 4 月 11 日
浜長保険センター 第 5 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



春風のさわやかな季節を迎え、心躍る頃となりました。
野山を散策していますと「ホーホケキョー」と春の訪れを告げる鶯の音が聞こえます。
皆様、お健やかに過ごしのことと思います。



「事例」 午前5時30分ころ、通勤途中、交差点を左折したとき歩行者がいたのでヒヤリとしました。 → 深夜、早朝であっても、横断歩道などは十分確認しましょう。



横断歩道は歩行者に強い優先権があります。
交差点は危険ゾーンです。交差点内は全体をしっかりと確認しましょう。

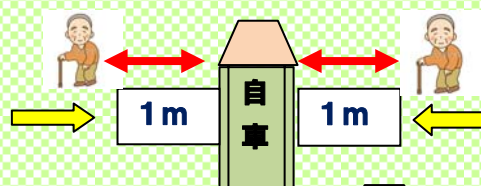


1 横断歩道接近時の減速義務

- 「**進路の前方**を横断しようとする歩行者又は自転車がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前、又は停止線の直前で停止できるような速度で進行しなければならない。」と定められています。
- 一時停止、通行を妨げない義務
「**進路の前方を横断し**、又は**横断しようとする**歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で**一時停止**し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。」と定められています。

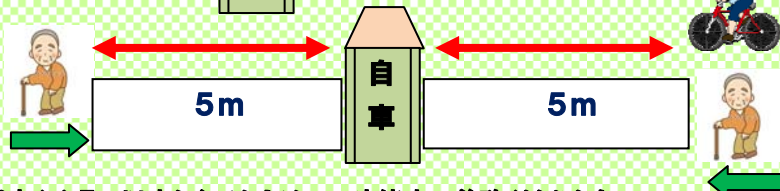
◎「横断し」とは

車両両側方の概ね1メートル以内



◎「横断しようとする」とは

車両両側方の概ね5メートル以内



- 横断しようとする歩行者や自転車が車から5m以内となるときは、一時停止の義務があります。
- したがって、7m道路で横断歩道等に差し掛かったとき、道路の右端に横断しようとする歩行者等を認めれば5m以内となるため停止義務があります。左側だけでなく右側も確認しよう。

2 横断歩道のない交差点における歩行者の優先

「歩行者が道路を横断しているときは、**その歩行者の通行を妨げてはならない**」と定められています。このように歩行者は強い優先通行権があります。**交差点は、注意力をアップしましょう！！**

～ 忘れるな！誰もが持っているヒヤリの体験 今日も生かして安全運転 ～